

令和5年2月松伏町教育委員会定例会会議録

・開会及び閉会に関する事項	令和5年2月15日(水)午後2時00分 開会 午後4時38分 閉会	
・場所	・松伏町役場 本庁舎第二会議室	
・出席委員の氏名	・教育長 岡田 直人	
	・教育長職務代理者 田口 嘉則	
	・委員 渡邊 淳子	
	・委員 宇田川 陽子	
	・委員 會田 隆	
・欠席委員の氏名	・なし	
・傍聴人の氏名	・なし	
・委員及び傍聴人を除く他議場に参加した者の氏名	・教育総務課長 川村 功 ・教育文化振興課長 鈴木 英樹	
・議長名	・教育長 岡田 直人	
・会議録署名委員等	・出席委員全員及び会議録調製職員	
・書記	・主幹 小島 武 ・主任主事 浪江 大知 ・主事 伊東 雅之	
1. 開 会	議 長	午後2時00分、開会を宣言する。
2. 日程説明	小島主幹	前回の会議録の承認、教育長の報告、報告1件、議案8件、各委員からの報告・その他及びその他事務局報告2件である旨を説明する。
3. 前回会議録の承認を求めることについて	議 長 委 員 議 長	令和5年1月16日(月)に開催した松伏町教育委員会1月定例会及び令和5年2月3日(金)に開催した松伏町教育委員会2月臨時会の会議録を委員に諮る。 異議なし。 1月定例会及び2月臨時会の会議録について、承認したことを宣言する。
4. 教育長の報告	岡田教育長 議 長 鈴木教育文化振興課長	・令和4年度第3回松伏町小・中学校就学支援委員会 ・第15回B&G全国サミット ・松伏町ジュニアサッカー教室 ・令和5年2月松伏町議会臨時会 報告第1号 専決処理事項の報告について、説明を求める。 中央公民館空調設備改修工事請負契約の締結について、教育委員会を招集する暇がなかったため、専決処理をしたので報告

		<p>する。</p> <p>専決処理書、別紙により説明する。</p>
5. 議 事	<p>議 長</p> <p>川村教育総務課長</p> <p>會田委員 小島主幹</p> <p>議 長 委 員 議 長 議 長</p> <p>川村教育総務課長</p> <p>議 長 委 員 議 長 議 長</p> <p>川村教育総務課長</p> <p>宇田川委員</p> <p>川村教育総務課長</p> <p>議 長 委 員 議 長 議 長</p>	<p>議案第1号 松伏町教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則について、説明を求める。</p> <p>個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めた個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき、教育委員会の保有する個人情報の保護等に関し必要な事項を定めるための規則を制定したいので、別紙案のとおり提出し、議決を求める。</p> <p>議案別紙、参考資料により説明する。</p> <p>この規則は、新規制定するものか。</p> <p>以前は町の個人情報保護条例に基づいた規則が同名で存在していたが、個人情報保護制度の変更により個人情報保護法に基づくものとなったため、同規則を廃止し、新たに制定するものである。</p> <p>委員に諮る。</p> <p>異議なし。</p> <p>原案のとおり議決したことを宣言する。</p> <p>議案第2号 松伏町立小中学校管理規則の一部を改正する規則について、説明を求める。</p> <p>地方公務員法の一部改正に伴い、降任に伴う場合においても事務引継書の作成を義務付けるとともに、規定の整備をするため、松伏町立小中学校管理規則を改正したいので、別紙案のとおり提出し、議決を求める。</p> <p>議案別紙、参考資料により説明する。</p> <p>委員に諮る。</p> <p>異議なし。</p> <p>原案のとおり議決したことを宣言する。</p> <p>議案第3号 松伏町立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則について、説明を求める。</p> <p>地方公務員法の一部改正に伴い、規定の整備をするため、松伏町立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を改正したいので、別紙案のとおり提出し、議決を求める。</p> <p>議案別紙、参考資料により説明をする。</p> <p>地方公務員法の改正により引用する条項が変更となったが、内容に変更はないという理解でよろしいか。</p> <p>ご認識の通りです。</p> <p>委員に諮る。</p> <p>異議なし。</p> <p>原案のとおり議決したことを宣言する。</p> <p>議案第4号 令和5年度松伏町教育行政重点施策について、説明を求める。</p>

川村教育総務課長	松伏町の教育の発展に資することを目的とした令和5年度における教育行政重点施策を定めるため、別冊案のとおり提出し、議決を求める。
議 長	別冊を用いて説明する。
委 員	委員に諮る。
議 長	異議なし。
議 長	原案のとおり議決したことを宣言する。
議 長	議案第5号 令和4年度教育委員会の事務に関する点検評価報告書について、説明を求める。
川村教育総務課長	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に定める令和4年度教育委員会の事務に関する点検評価報告書を作成し、町議会に提出するとともに、公表したいので、別冊案のとおり提出し、議決を求める。
鈴木教育文化振興課長	別冊を用いて、昨年度からの変更点を中心に説明する。
田口職務代理	同様に昨年度からの変更点を中心に説明する。
鈴木教育文化振興課長	点検評価は毎年実施しているのか。またB&G海洋センターの計画的な修繕についてどのように認識しているか。
鈴木教育文化振興課長	点検評価は毎年実施している。B&G海洋センターについては、平成29年度にB&G財団の助成金を活用して体育館の大規模改修を行った。また、ひょう被害を受けたプール上屋根の修繕も予算措置されたため、これから対応していく。大規模修繕として残っている箇所はプール槽及び躯体等となるが、担当部局と調整しながら今後計画的に対応する。
會田委員	点検評価の数字は、外部の有識者がつけたものかそれとも事務局の自己評価でつけたものか。
鈴木教育文化振興課長	事務局の自己評価でつけたものである。
會田委員	有効性及び費用対効果がほぼすべて2となっているが、コメントを見ると、評価が高くアピールすべきものがあるように見受けられる。できていない点も含めてメリハリをつけた方がよいのではないか。
川村教育総務課長	過去の点検評価の傾向を見ても、ご指摘の通りである。次年度以降、軽重を付けて評価していきたい。
鈴木教育文化振興課長	例えば山崎峯次郎氏の偉人漫画では、特定財源を用いることで、一般財源を圧縮するなど費用対効果に貢献した活動を行っているが、遠慮して評価を低くしてしまったところもあると思う。今後はバランスを取っていくよう注視する。
渡邊委員	点検評価の閲覧はできるのか。
小島主幹	法令上、議会への報告及び公表が定められており、町のホームページから確認可能である。
議 長	委員に諮る。
委 員	異議なし。
議 長	原案のとおり議決したことを宣言する。

議 長	議案第 6 号 令和 4 年度松伏町立小・中学校学校評価報告書について、説明を求める。
川村教育総務課長	学校教育法第 4 2 条、第 4 3 条及び第 4 9 条の規定に基づき、各松伏町立小・中学校が行った学校評価を取りまとめ、令和 4 年度松伏町立小・中学校学校評価報告書とし、学校教育法施行規則第 6 8 条及び第 7 9 条の規定により、学校設置者である町に報告したいので、別冊案のとおり提出し、議決を求める。 別冊を用いて説明する。
宇田川委員	学校関係者評価委員会の構成員は誰か、また意見欄が空欄となっているところがあるが、それはなぜか。
川村教育総務課長	原則として、学校運営協議会委員の 5 名から構成されるが、P T A や保護者の意見を求めている学校もある。意見欄については、具体的な意見があった際に記載している。
岡田教育長	評価の多寡について学校差があるのはなぜか。
川村教育総務課長	各校長の投げかけ方や説明の仕方によって記載の量が変わっているところはあると思う。頂いた意見は次年度に向けての改善点や成果を明確にする指標となるので、今後は各校長を通じ、積極的に記載していただけるよう働きかける。
會田委員	松伏中学校の意見欄について、先生方の言葉遣いから気をつけてほしいと記載があるが、どのような問題があるのか。
川村教育総務課長	学校運営協議会の議事録に、教職員の言葉遣いが威圧的で、そこを直していくべきとの記載があったので、そのことについて改めて記載されているものと認識している。ご指摘いただいたことについて、どのように今後につなげていくかが大切となるので、引き続き指導していく。
會田委員	松伏第二中学校の評価が他校と比べて低い理由は、
川村教育総務課長	学校運営協議会での説明や、学校だより等を用いた各学校のアピール力の違いが評価の差につながっていると認識している。情報の積極的な発信と、それに対するフィードバックを通して地域の力を生かした、地域と共にある学校づくりにつなげられると考えているので、改めて各校に周知していく。
渡邊委員	全体的に学力向上の伸びがいまいちなので、これからも力を注いでいくべきではないか。また、松伏第二小学校は保護者を巻き込んだ前向きな取り組みを感じる。昨年度に比べ全体の評価が厳しめな印象があるが、今回の評価を前向きにとらえ今後を生かしてほしい。
議 長	委員に諮る。
委 員	異議なし。
議 長	原案のとおり議決したことを宣言する。
議 長	議案第 7 号 令和 4 年度松伏町一般会計補正予算（第 8 号）（案）に係る意見聴取について、説明を求める。
川村教育総務課長	松伏町長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2

	鈴木教育文化振興課長 田口職務代理 川村教育総務課長 岡田教育長 小島主幹 岡田教育長 小島主幹 議 長 委 員 議 長	<p>9条の規定に基づき、別紙1のとおり令和4年度松伏町一般会計補正予算(第8号)(案)について意見を求められたので、別紙2のとおり回答することについて議決を求める。</p> <p>別冊を用いて説明する。</p> <p>別冊を用いて説明する。</p> <p>教育活動支援事業について、不用額が約1,000万円となっているが、配置されなかった教育支援員の数は何名か。</p> <p>教育支援員は全員で16名だが、1名配置できなかった期間もある。想定した勤務時間より短時間の勤務となった方等もいるため、その積み重ねで不用額が生じた。</p> <p>それだけで、1,000万円もの不用額が生じるのか。</p> <p>当初の積算は16名の金額で出しているが、その積算自体、時給単価が一番高い想定かつ、期間も最大限働いてもらう想定で行っている。しかし、実際は初任者のため時給単価が低いケースや、雇用できない期間が発生したケースもあり、その差額が積み重なった結果、1,000万円という数字になっており、丸々1名雇用できなかった結果で生じた不用額ではない。</p> <p>16名雇用できた期間はほぼ無いか。</p> <p>雇用できていない時期も一時期はあったが、現時点では短時間勤務の方も含め、16名雇用できている。</p> <p>委員に諮る。</p> <p>異議なし。</p> <p>原案のとおり議決したことを宣言する。</p>
	議 長	午後3時5分から午後3時15分まで休憩とする。
	川村教育総務課長 鈴木教育文化振興課長 宇田川委員 鈴木教育文化振興課長 議 長 委 員 議 長	<p>議案第8号 令和5年度松伏町一般会計当初予算(案)に係る意見聴取について、説明を求める。</p> <p>松伏町長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、別紙1のとおり令和5年度松伏町一般会計当初予算(案)について意見を求められたので、別紙2のとおり回答することについて議決を求める。</p> <p>別冊を用いて説明する。</p> <p>別冊を用いて説明する。</p> <p>松伏町文化推進奨励金及び松伏町スポーツ推進奨励金は、新規事業か。</p> <p>新規事業である。</p> <p>委員に諮る。</p> <p>異議なし。</p> <p>原案のとおり議決したことを宣言する。</p>
6. 各委員からの報告・その他	田口職務代理 渡邊委員 宇田川委員	<p>(特になし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校特例校について ・不登校など、支援が必要となる児童生徒及び保護者に対する支援について

	會田委員	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒の試験の取り扱いについて ・来年度の新入学児童生徒数について ・プチミニまつぶしについて ・松伏第二中学校における事案について ・児童生徒の交通事故発生状況について
7. その他（報告）	小島主幹 川村教育総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年2月以降の松伏町教育委員会の主な行事計画等について→令和5年4月定例会は、4月19日（水）に開催する。 ・体罰に係る実態把握調査 集計結果について
8. 閉 会	議 長	午後4時38分、閉会を宣言する。

上記の記載事項は、令和5年2月15日（水）に松伏町役場本庁舎第二会議室において開催した、令和5年2月松伏町教育委員会定例会の会議の進行状況（内容）を記録したものに相違ないことを認め、ここに署名する。

出席委員	
書記	